

---

# 第1編 総論

---

令和2年3月

綾川町



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節	計画策定の趣旨.....	1
第2節	計画の期間.....	2
<b>第2章</b>	<b>基本理念</b> .....	<b>4</b>
第1節	地域福祉分野の基本理念.....	5
第2節	高齢者福祉・介護分野の基本理念.....	5
第3節	障害者福祉分野の基本理念.....	5
第4節	子ども・子育て分野の基本理念.....	5
第5節	健康増進分野の基本理念.....	5
第6節	食育推進分野の基本理念.....	6
第7節	自殺対策分野の基本理念.....	6
<b>第3章</b>	<b>施策の体系</b> .....	<b>7</b>
<b>第4章</b>	<b>策定体制</b> .....	<b>10</b>
第1節	策定委員会の設置.....	10
第2節	町民の意見の反映.....	10
<b>第5章</b>	<b>綾川町の保健福祉の状況</b> .....	<b>12</b>
第1節	綾川町の概況.....	12
第2節	人口の推移.....	13
第3節	人口動態.....	14
第4節	世帯類型の推移.....	14
第5節	就業.....	16
第6節	将来人口.....	17
<b>第6章</b>	<b>計画の推進</b> .....	<b>18</b>
第1節	計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	18
第2節	計画の進行管理.....	19



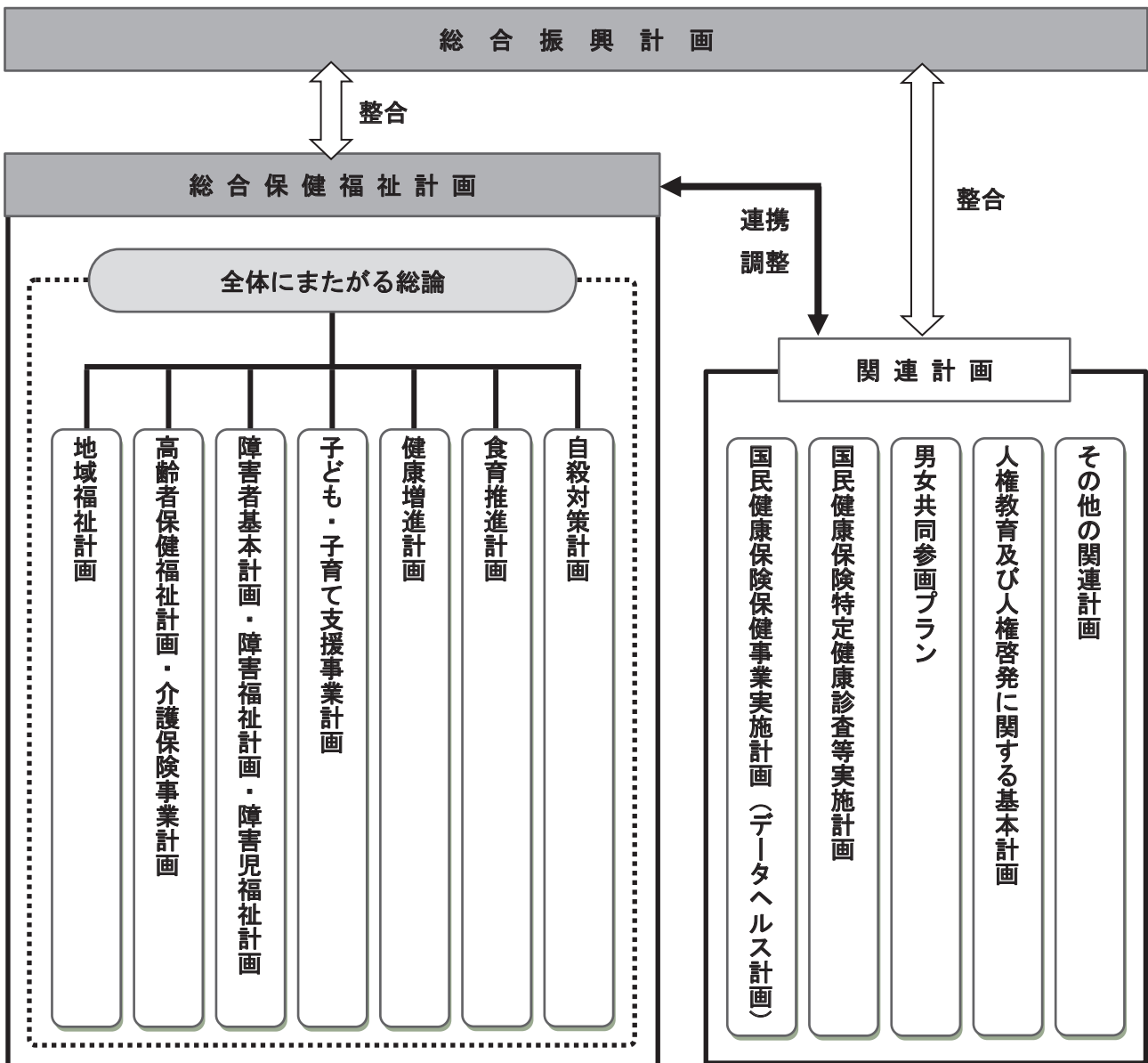
# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

「綾川町総合保健福祉計画」は、高齢者、障害者、子育て支援など、保健・福祉・医療の各施策の一層の連携を図り、町民一人ひとりの健康づくりを重視し、だれもが安全・安心に暮らせる、福祉のまちづくりを実現しようとするために、保健福祉を一体的・総合的に捉えることを目的に策定しています。

総合保健福祉計画は、「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」の7計画から構成されています。

綾川町総合保健福祉計画の枠組み



## 第2節 計画の期間

「綾川町第3次総合保健福祉計画」は、全体の計画期間を、令和2～6年度とします。

ただし、「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」「障害者基本計画・第5期障害福祉計画」については、介護保険事業計画、障害福祉計画が3年を1期とするものと法定されていることから、令和2年度までの計画を定め、計画期間満了と同時に改訂します。

計画の期間

	年度											
	平成				令和							
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	
第2次地域福祉計画	.....▶											
第3次地域福祉計画					————▶							
高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画	.....▶											
高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画				————▶								
高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画（仮称）						-----▶						
障害者基本計画・ 第4期障害福祉計画	.....▶											
障害者基本計画・ 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画				————▶								
障害者基本計画・ 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画（仮称）						-----▶						
第1期子ども・子育て支援事業計画	.....▶											
第2期子ども・子育て支援事業計画					————▶							
第2次健康増進計画	.....▶											
第3次健康増進計画					————▶							
第2次食育推進計画	.....▶											
第3次食育推進計画					————▶							
自殺対策計画					————▶							

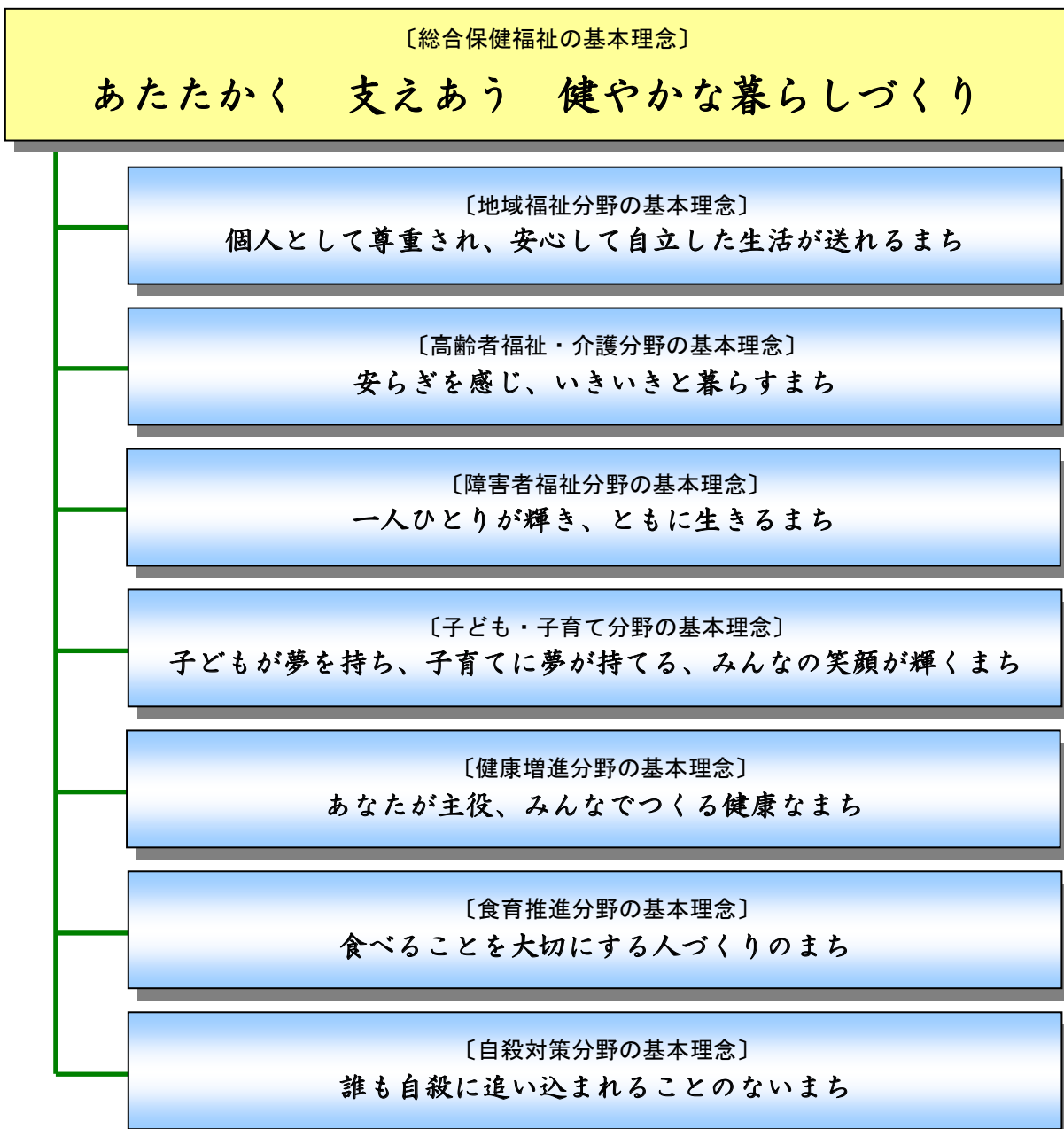
分野別計画の法的位置づけ

分野	分野別計画	根拠法
地域福祉	地域福祉計画	社会福祉法 第107条
高齢者福祉・介護	高齢者保健福祉計画	老人福祉法 第20条の8
	介護保険事業計画	介護保険法 第117条
障害者福祉	障害者基本計画	障害者基本法 第11条第3項
	障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条
	障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20
子ども・子育て	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条 次世代育成支援対策推進法 第8条
健康づくり	健康増進計画	健康増進法 第8条第2項
	食育推進計画	食育基本法 第18条
自殺対策	自殺対策計画	自殺対策基本法 第13条

## 第2章 基本理念

「綾川町第3次総合保健福祉計画」は、全体にまたがる総論と、町民と行政の福祉の役割分担を示す「地域福祉計画」、高齢者福祉施策を示す「高齢者保健福祉計画」、介護保険事業のサービスや給付費の見込みを計画する「介護保険事業計画」、障害者への基本施策を示す「障害者基本計画」、障害福祉サービスの目標量等を位置づける「障害福祉計画」、子どもの教育・保育サービス等の提供方を示す「子ども・子育て支援事業計画」、町民の自主的な健康づくりの目指す姿を描いた「健康増進計画」、町民の健全な食生活の指針となる「食育推進計画」、こころの健康と自殺対策の指針となる「自殺対策計画」からなります。

「綾川町第3次総合保健福祉計画」では、全体の基本理念を「あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり」と定めるとともに、各分野ごとに以下の理念を掲げます。





## 第1節 地域福祉分野の基本理念

---

地域福祉分野では、「個人として尊重され、安心して自立した生活を送れるまち」を基本理念に、「自助・互助・共助・公助」の役割分担により、第3次地域福祉計画に掲げた地域福祉力を強化するための各種施策を推進していきます。

## 第2節 高齢者福祉・介護分野の基本理念

---

高齢者福祉・介護分野では、「安らぎを感じ、いきいきと暮らすまち」を基本理念に、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に掲げる介護、介護予防、生活支援等のサービスを推進するとともに、地域での生きがいづくりや支えあい活動を促進していきます。

## 第3節 障害者福祉分野の基本理念

---

障害者福祉分野では、「一人ひとりが輝き、ともに生きるまち」を基本理念に、障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に掲げた施策を総合的に推進し、障害のある人が、住み慣れた地域で誇りを持って、主体的に豊かな生活を送ることができる社会を築いていきます。

## 第4節 子ども・子育て分野の基本理念

---

子ども・子育て分野では、「子どもが夢を持ち、子育てに夢が持てる みんなの笑顔が輝くまち」を基本理念に、第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策を推進し、地域が一体となって子どもを健やかに育てていきます。

## 第5節 健康増進分野の基本理念

---

健康増進分野では「あなたが主役、みんなで作る健康なまち」を基本理念に、第3次健康増進計画に掲げた健康増進、疾病予防につながる「町民自らの取組」、「行政・関係機関・団体等の取組」を一体的に増進していきます。

## 第6節 食育推進分野の基本理念

---

食育推進分野では、「食べることを大切にすることづくりのまち」を基本理念に、第3次食育推進計画に掲げた施策を推進し、「町民の取組」「行政・関係機関・団体等の取組」を具体的に推進していきます。

## 第7節 自殺対策分野の基本理念

---

自殺対策分野では、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を基本理念に、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

## 第3章 施策の体系

### 第3次総合保健福祉計画の施策の体系

第3次地域福祉計画	
1 福祉の心を育てるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉教育の推進</li> <li>② 福祉にたずさわる人材の育成</li> </ul>
2 いきいき活動するまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉活動の活性化</li> <li>② 働きたい人が働けるまちづくり</li> <li>③ 相談機能の強化、福祉サービス・生活支援サービスの推進</li> </ul>
3 セーフティネットで支えあうまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人権擁護ネットワークづくり</li> <li>② 住まい・交通・情報基盤の強化</li> <li>③ 要配慮者支援の強化</li> <li>④ 生活困窮者等への支援</li> <li>⑤ メンタルヘルス対策の充実</li> </ul>
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	
1 支えあう介護予防のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括ケアシステムの構築</li> <li>② 介護予防・生活支援サービスの充実</li> <li>③ 生きがいづくり・健康づくりの推進</li> </ul>
2 暮らしを支えるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の充実</li> <li>② 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進</li> </ul>
3 介護保険サービスが円滑に提供されるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険制度の持続可能性の確保</li> <li>② 介護保険サービスの提供</li> </ul>
障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	
1 みんなで支えあうまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 療育・教育・発達支援の充実</li> <li>② 地域生活への支援の充実</li> </ul>
2 障壁のない快適なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ノーマライゼーションの浸透と交流の促進</li> <li>② 障壁のない生活環境の整備</li> </ul>
3 自分らしく過ごせるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労支援の推進</li> <li>② 健康で文化的な生活への支援</li> </ul>

## 第2期子ども・子育て支援事業計画

1 多様な家庭が子育てしやすいまち	① 多様な保育サービスの充実 ② 放課後児童対策の充実
2 みんなで子育てするまち	① 男女共同参画の促進 ② 地域子育て力の向上 ③ 仕事と生活の調和の推進
3 子育て家庭が支えられるまち	① 情報提供・相談の充実と交流の促進 ② 健康づくりの促進 ③ 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実 ④ ひとり親家庭への支援の強化 ⑤ 経済的負担の軽減 ⑥ 児童虐待への対応 ⑦ 子どもの権利・意見の尊重 ⑧ 子どもの貧困対策
4 子どもの生きる力が育まれるまち	① 生きる力を育てる教育の推進 ② 多様な学習機会の提供
5 子どもがのびのび育つまち	① 子どもにやさしい生活環境の整備 ② 一生懸命遊べる場の確保

## 第3次健康増進計画

1 疾病の早期発見及び疾病予防ができ、健康が保てるまち	① 妊産婦と子どもの健診・予防接種の充実 ② 生活習慣病予防の健診等の充実
2 食育を進め、食生活を楽しむまち	① 子どもの正しい食習慣の確立 ② 規則正しくバランスのよい食生活の維持
3 運動・身体活動が盛んなまち	① 成長に必要な運動量の確保 ② 運動を無理なく継続できるしくみづくり
4 心の健康を大切にするまち	① 親と子の心の成長・発達の支援 ② 地域ぐるみの心のケアの推進
5 歯と口の健康を保つまち	① 子どもの歯と口の健康習慣の確立 ② 成人の歯と口の健康づくりを通じた生活習慣病予防
6 禁煙・適量飲酒を守るまち	① 未成年者の禁煙・禁酒・がん教育の推進 ② 受動喫煙・禁煙・適量飲酒の推進

### 第3次食育推進計画

1 食育に関心を持つまち	① 子どもへの食育の普及 ② 成人への食育の普及
2 食べることを知り、選び、楽しむまち	① 共食で食事を楽しむ取組の推進 ② 環境や安全に配慮した食育の推進
3 食生活から健康になるまち	① 毎日朝食を食べ、生活習慣病を予防する取組の推進 ② 子どもを肥満から守る取組の推進 ③ 成人の生活習慣病を予防する取組の推進 ④ 高齢者の低栄養予防のための栄養・食生活支援の充実
4 地元の食材に親しむまち	① 地元の食材を知る取組の推進 ② 地元の食材を食べる取組の推進
5 食育を通してつながるまち	① 生産者と消費者の交流の促進 ② 食育のボランティアの養成

### 自殺対策計画

1 自殺対策のための人材の育成	① ゲートキーパーの養成 ② 認定こども園・学校等における働きかけ
2 住民への啓発と周知	① 自殺予防のための情報提供と普及・啓発 ② 自殺予防のための相談・支援窓口の普及・啓発
3 生きることの促進要因への支援	① 高齢者に対する支援 ② 働く世代・勤務者に対する支援 ③ 生活困窮者に対する支援 ④ 妊産婦・子育てをしている保護者への支援 ⑤ 児童・生徒に対する支援 ⑥ 障害者等に対する支援
4 ネットワークの強化	

## 第4章 策定体制

### 第1節 策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、町民代表からなる「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」に意見を求めるとともに、町内関係部署において検討を行いました。

### 第2節 町民の意見の反映

本計画に町民の意向を反映するため、アンケート調査、個別ヒアリングを行いました。

#### 地域福祉・健康増進・食育推進計画に関するアンケート調査

調査対象	18歳以上の町民
標本数	標本数 1,000人 回収数 482票 回収率 48.2%
抽出法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和元年8月13日～8月26日

#### 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に関するアンケート調査

##### 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

調査対象	65歳以上の町民（要介護認定を受けられている方を除く）
標本数	標本数 1000人 回収数 717票 回収率 71.7%
抽出法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成29年7月1日～14日

##### 【在宅介護実態調査】

調査対象	要介護認定を受けられている町民（施設入所者を除く）
標本数	標本数 250人 回収数 154票 回収率 61.6%
抽出法	要介護認定者からの無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成29年7月1日～14日

### 障害者基本計画・第5期障害福祉計画に関するアンケート調査

調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持する町民
標本数	標本数 800人 回収数 428票 回収率 53.5%
抽出法	各手帳台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成29年7月1日～14日

### 第2期子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

調査対象	町内の就学前児童の保護者	町内の小学校児童の保護者
標本数	標本数 837人 回収数 637票 回収率 76.1%	標本数 848人 回収数 736票 回収率 86.8%
抽出法	悉皆調査	
調査方法	保育所・幼稚園・学校を通じた配布・回収、郵送法	
調査時期	平成30年12月3日～20日	

## 第5章 綾川町の保健福祉の状況

### 第1節 綾川町の概況

本町は、香川県のほぼ中央に位置し、総面積 109.75k m<sup>2</sup>、人口約 24,200 人（平成 31 年 3 月 31 日現在）で、平成 18 年 3 月 21 日に綾上町と綾南町が合併して誕生した町です。

町の南部には山林が広がり、北部は小山に囲まれた起伏の多い丘陵地で形成されています。町名の由来ともなった清流綾川は、南東部の山中に源を発して北西部に流れ、府中湖を経て坂出市に流入しています。綾川上流の柏原溪谷は讃岐百景の一つになっており、水と緑の豊かな美しい自然が広がっています。また、滝宮天満宮に祀られているのは菅原道真公ゆかりの梅で、町木として教育の町「綾川町」を象徴しています。

位置図





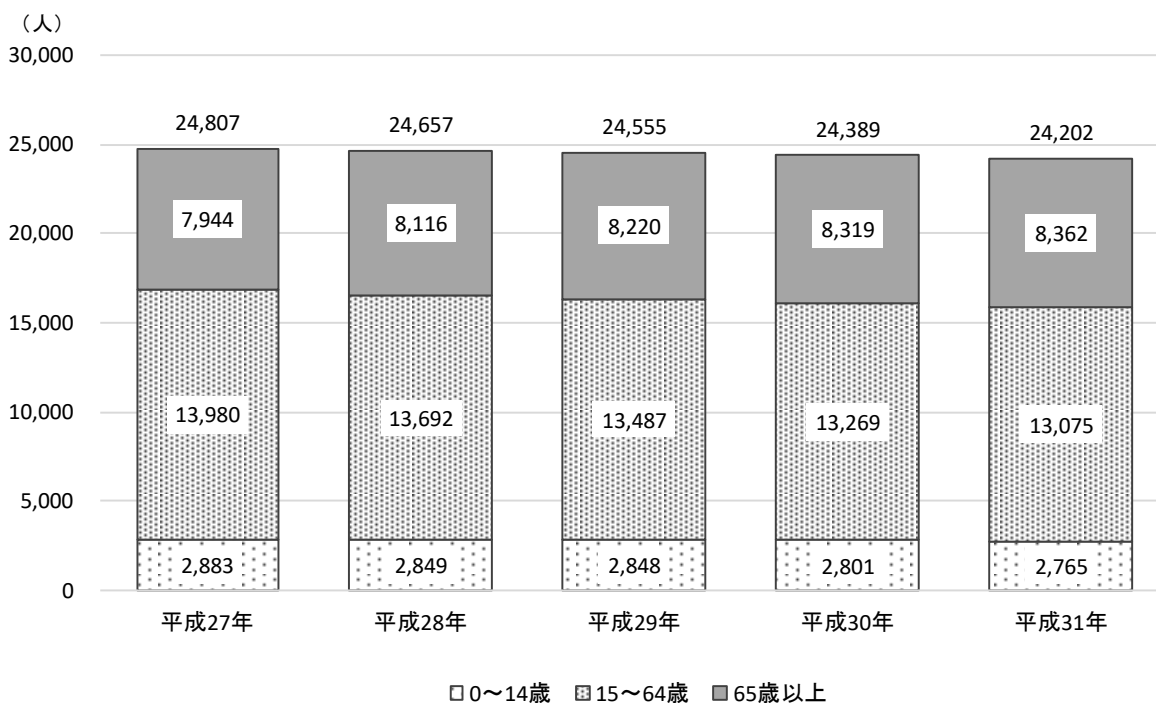
## 第2節 人口の推移

本町の人口は、平成31年3月31日現在、24,202人となっており、一貫して減少傾向にあります。

15歳未満の年少人口は、平成27年の2,883人から平成31年の2,765人になり、118人減少しています。15～64歳の生産年齢人口についても、平成27年の13,980人から平成31年の13,075人になり、905人減少しています。65歳以上の高齢者人口は、平成27年の7,944人から平成31年の8,362人になり、418人増加しています。

このように、本町では若年層が減少する一方高齢者が増加しており、いわゆる少子高齢化が進んでいます。

総人口と3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### 第3節 人口動態

近年の人口動態をみると、自然動態については、出生は年間に130人～160人程度、死亡が年間300～350人程度で推移して自然減傾向となっており、一方で社会動態についても、年によってばらつきがありますが、転入が転出を上回る社会増傾向となっています。

人口動態の推移

	人 口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成24年	163	334	-171	640	733	-93	-264
平成25年	133	299	-166	751	757	-6	-172
平成26年	152	342	-190	740	698	42	-148
平成27年	162	312	-150	761	761	0	-150
平成28年	152	355	-203	901	800	101	-102
平成29年	142	320	-178	762	750	12	-166
平成30年	131	357	-226	813	777	36	-190

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### 第4節 世帯類型の推移

平成27年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が5,345世帯（62.7%）などで、町全体では、単独世帯の割合が高まってきています。また、核家族も、全体として数は増えてきています。

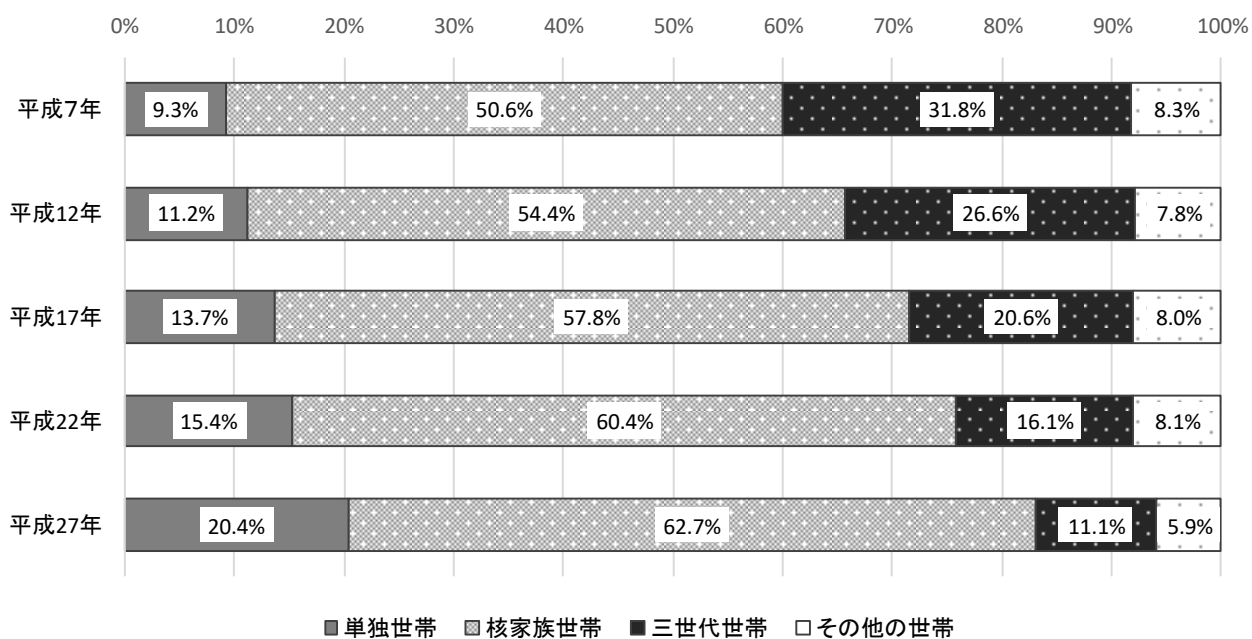
また、18歳未満の親族のいる世帯数は、平成27年では1,940世帯（22.7%）で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

世帯類型数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	601	807	1,090	1,270	1,737
核家族世帯	3,274	3,902	4,614	4,999	5,345
夫婦のみの世帯	1,354	1,690	1,835	1,973	2,122
夫婦と子供のみの世帯	2,127	2,404	2,531	2,382	2,418
ひとり親と子供のみの世帯	421	520	633	714	805
三世帯世帯	2,054	1,906	1,641	1,329	943
その他の世帯	537	563	638	673	506
合計	6,466	7,178	7,983	8,271	8,531

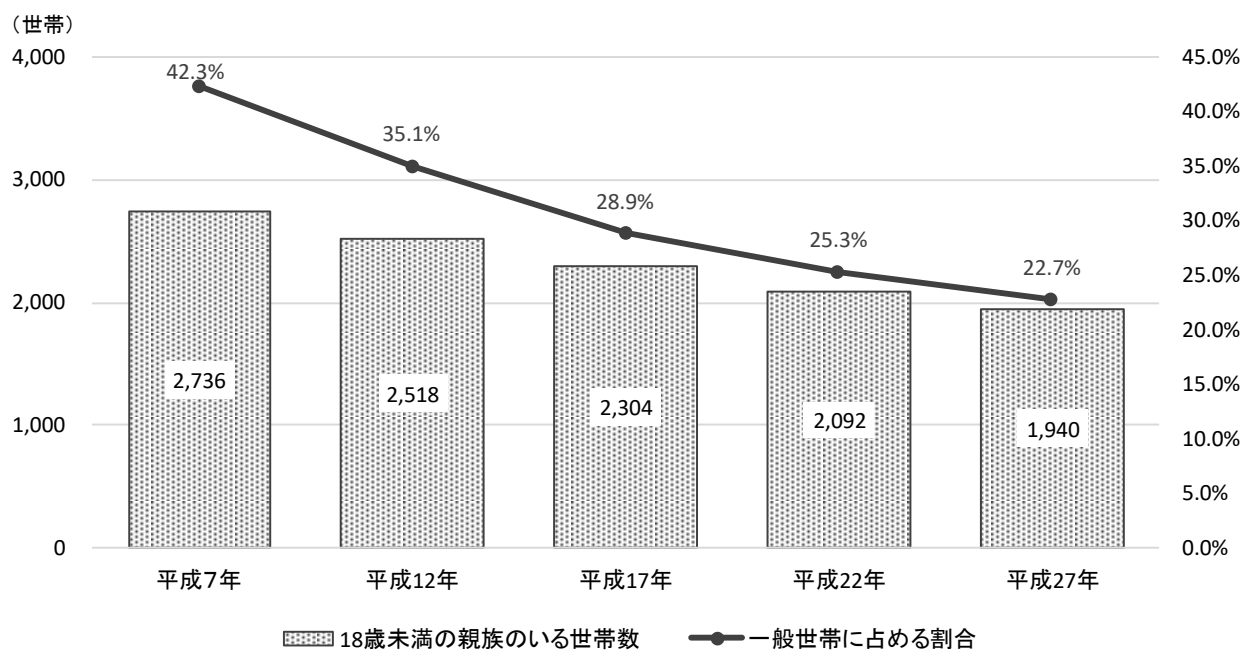
資料：国勢調査

### 世帯類型の構成比の推移



資料:国勢調査

### 18歳未満の親族のいる世帯数の推移



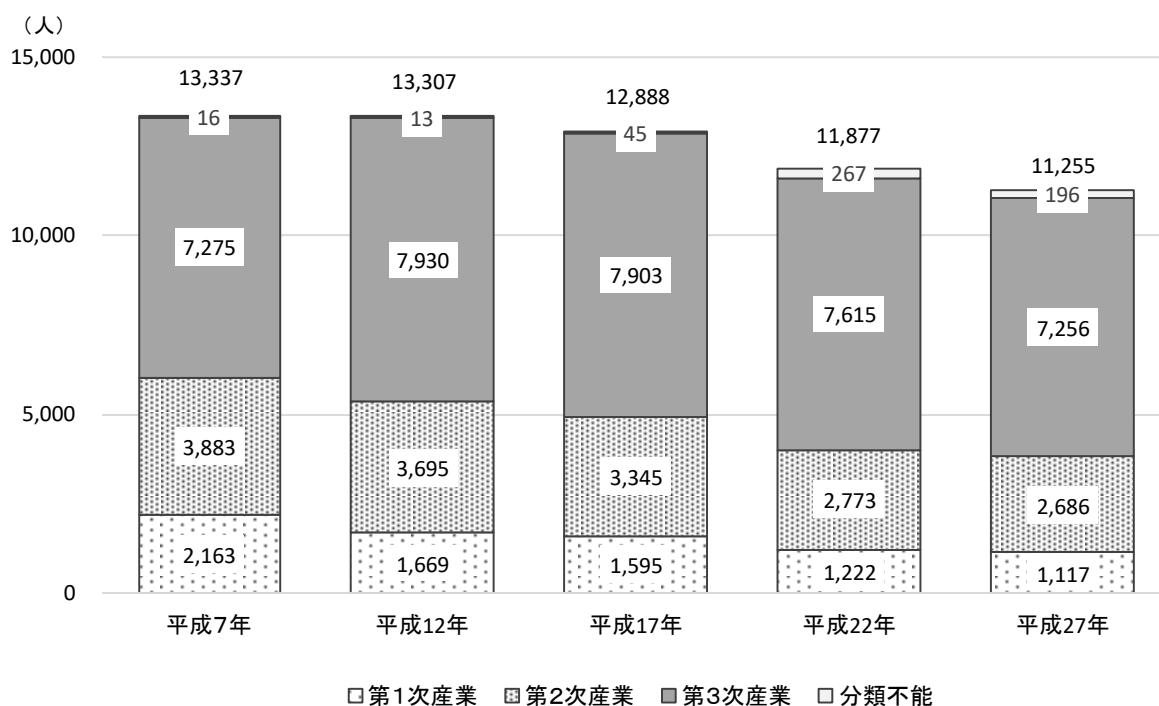
資料:国勢調査

## 第5節 就業

就業人口総数は、生産年齢人口の減少に伴い平成7年から減少に転じており、平成27年では11,255人となっています。

産業3区分を構成比で見ると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少傾向で推移しています。

産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

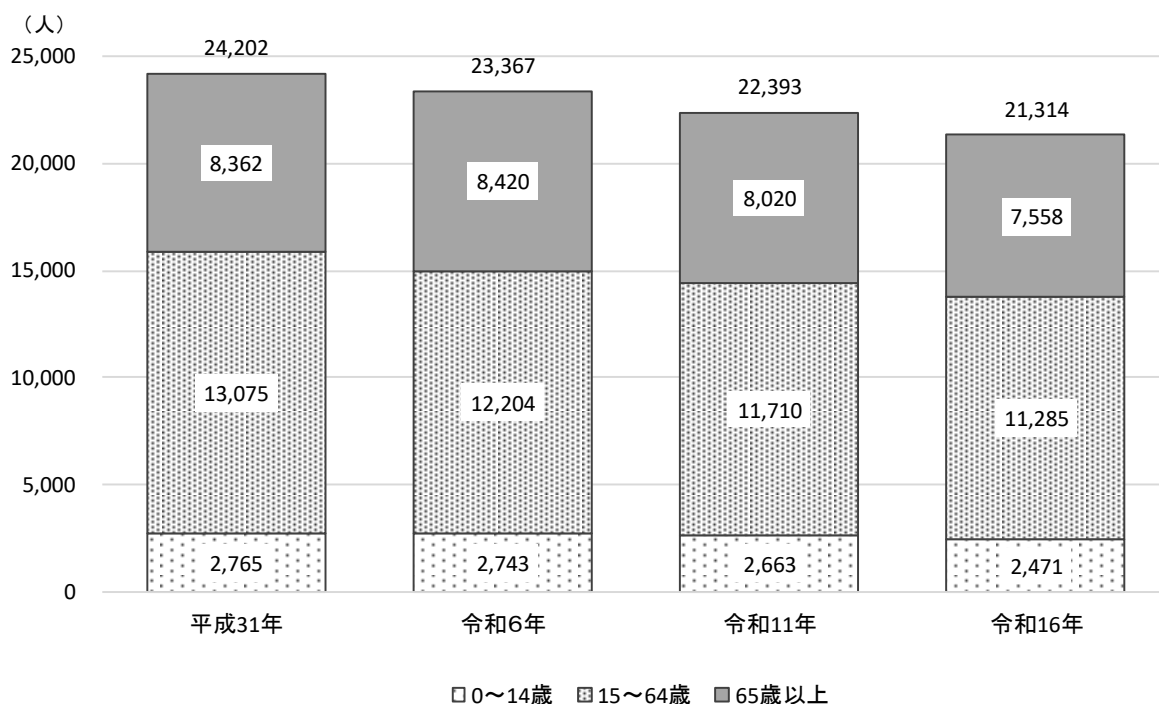
## 第6節 将来人口

令和16年までの本町の将来人口は、減少基調にあると推測されます。

内訳では、年少人口、生産年齢人口が減少していく一方で、令和6年まで高齢者人口は増加し続ける見通しです。

本計画期間終了年の令和6年では、年少人口が2,743人、生産年齢人口が12,204人、高齢者人口が8,420人で、総人口は23,367人と見込まれています。

綾川町の将来推計人口



資料：平成31年まで住民基本台帳実績値、令和6年以降はコーホート変化率法による推計値（各年3月31日人口）

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

#### 1 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、すべての町民が、本総合保健福祉計画に関わる内容を社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

町民、事業者、行政をはじめ地域ぐるみで施策に関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて町民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

また、多様化した住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、町民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

#### 2 庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。

町民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

#### 3 役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記のとおりとします。

計画推進の役割分担

関係主体	役割
綾川町	本計画に示された各種施策・事業を総合的かつ計画的に行う。 本計画に示された各種施策・事業を利用者が円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 本計画に示された各種施策・事業を、多様な施設又は事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
香川県	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。 特に専門性の高い施策・事業及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策・事業を講じる。
国	法に基づく施策・事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

関係主体	役割
事業主	<p>雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。</p> <p>国、県や綾川町が講ずる各種施策・事業に協力する。</p>
町民 (NPO等含む)	<p>地域福祉の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、自らが福祉サービスの担い手でもある、という自覚と認識を持ち続け、地域社会の持続的な発展に貢献するために、ボランティアや各種団体活動に自発的に参加する。</p> <p>また、地域で支え合い、お互いさまの関係を持って暮らしていくために、地域の人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を大切にする。</p> <p>国、県や綾川町が講ずる各種施策・事業に協力する。</p>

## 第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、町民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

